

# 利根町新築マイホーム取得助成金のご案内

利根町内に住宅を新築、建て替えまたは、建売住宅を購入された方に対し、

最大 **50万円** の助成をしています。

この助成制度は、住宅取得の初期費用の負担を軽減することにより、町内への定住を促進するとともに、町外からの転入人口の増加を図るため創設されたものです。

## 対象となる住宅

- ① 生活するために必要な機能を備えている一戸建てであること。
- ② 自己の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上であること。
- ③ 都市計画法、建築基準法その他法令の規定に違反していないこと。

※①から③全てを満たす必要有り！

## 対象となる方

- ① 平成27年4月1日以降に、町内に住宅を購入して5年以上定住する方
- ② 取得した住宅の所有権の持分を2分の1以上有する方
- ③ 自治会などに加入している方
- ④ 申請日の属する前年度（平成28年度）において、町税などに滞納がない方
- ⑤ 取得した住宅の所有権保存登記、移転登記をしている方

※①から⑤全てを満たす必要有り！

## 【対象外となる場合】

次に掲げるいずれかの要件に該当する方は対象外となります。

- ・ 相続、贈与などの取得対価を伴わない事由で住宅を取得した方
- ・ 公共事業に伴う住宅の移転補償により住宅を取得した方
- ・ 利根町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員などまたは同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員などと密接な関係を有する方

○申請 住宅取得に伴う登記の日から1年以内

○助成金額 30万円

下記加算事由に該当する場合は、それぞれ10万円ずつ助成金に加算します。

※助成金の交付は、**同一申請者（同居人も含む）に対して1回限りとします。**

加算事由	加算額
中学生以下の子供と同居する世帯	10万円
新築に伴い、町外から転入する世帯 ※1	

※1 次に掲げるいずれかの要件を満たす場合、加算します。

- ア 住宅取得前に町内に居住している場合  
助成金の交付を受けようとする方（以下「申請者」）が転入日前1年以上利根町の住民でなく、かつ転入日から1年以内に住宅を取得していること。
- イ 住宅取得後に転入する場合  
申請者が転入日前1年以上利根町の住民でないこと。

○申請期限 **11月30日（木）必着**

○交付申請方法

交付申請方法などの詳細につきましては、町公式ホームページ（「トップページ」→「移住・定住支援」→「利根町新築マイホーム取得助成金」）をご覧ください。役場企画財政課 まちづくり推進係にお問い合わせください。

○問い合わせ先 役場企画財政課 まちづくり推進係 ☎ 68-2211（内線226）Eメール：machisui@town.tone.lg.jp

QRコード



国民年金  
あれこれ

平成29年度  
国民年金保険料免除  
納付猶予の申請について

7月3日から申請受付開始

申請方法

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、保険年金課で手続きをしてください。申請書を備え付けてあります。

平成29年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請の受付は、7月3日（月）から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として、審査を行います。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヵ月前までになります。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、一度保険年金課へご相談ください。

※保険料を未納のまま放置すると、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主）の財産が差し押さえになることがあります。

○問い合わせ先  
役場保険年金課 国民年金係  
☎（68）2211（内線236）  
土浦年金事務所 国民年金課  
☎029（825）1170  
自動音声に従って【2】を押し、その後【2】を押しください。

制度や申請方法の詳細については、保険年金課または日本年金機構ホームページでご確認ください。

※失業により申請を行う場合で、雇用保険の被保険者であった方は、失業した事実が確認できる雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などを持参してください。

- 年金手帳（基礎年金番号がわかる書類）
- 印鑑（スタンプ式印鑑以外）
- 身元を確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど）を持参の上、ご相談ください。

必ず開封して、  
ご確認を！

平成29年度町・県民税納税通知書を6月9日に発送いたしますので、必ず開封して、内容をご確認ください。

年金から差し引きで町・県民税を納付いただいている方も、次に該当する方は納付書が同封されている場合があります。

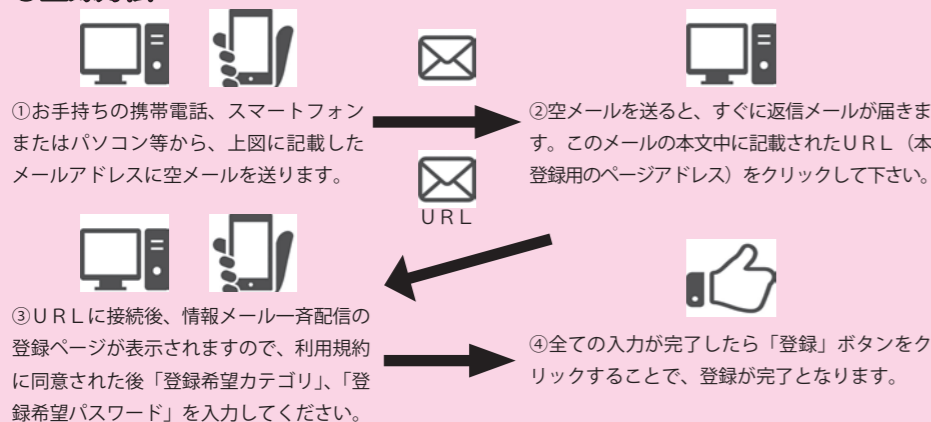
- ・平成28年中に公的年金以外の収入があった方
- ・平成28年度の町・県民税額に変更があった方

○問い合わせ先  
役場税務課 町民税係  
☎（68）2211  
（内線262・264）

【メールアドレス】  
mm\_tone\_regist@ictech.jp  
空メール送信用二次元コード



## ○登録方法



## 注意点

- ・「アドレス指定受信」や「ドメイン指定受信」を設定されている方は、受信できるよう設定の変更をお願いします。
- ・iPhoneユーザーの方は必ず「件名」に「利根町」と入力して送信してください。
- ・「登録希望メールアドレス」は、自動で入力されています。
- ・「登録希望パスワード」は、半角英数字3～16文字以内で入力願います。

○問い合わせ先 役場総務課 秘書広聴係 ☎ 68-2211（内線503）

☆登録は簡単☆

情報メール一斉配信サービス!!

ご自分の携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録していただくと、町から配信される情報をご覧になることができます。まだ登録がお済みでない方は、ぜひ登録し気になる情報を取得してみませんか。

※メール受信に要する通信費（パケット通信料など）は、利用者のご負担となります。